

様式 3

令和 8 年 6 月 23 日

奈良県知事

殿

〒632-0034 天理市丹波市町 302

医療法人名 医療法人宮城会

理事長名 宮城 剛

(連絡先 TEL0743-63-1114)

決 算 届

令和 7 年度 (令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで) の決算
を終了しましたので、医療法第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書 様式 1
2. 財産目録 様式 2
3. 貸借対照表 様式 3-4
4. 損益計算書 様式 4-2
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書 様式 5
6. 監事の監査報告書 様式 6



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人宮城会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
 ☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 奈良県天理市丹波市町 302 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 30 年 10 月 27 日

(4) 設立登記年月日 昭和 30 年 11 月 1 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	宮 城 剛	診療所管理者
理 事	宮 城 直也	
同	宮 城 慎二	
同	宮 城 小百合	
同	宮 城 美紀	
同	川 畑 幸	
監 事	瀬 戸 繁治	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	宮城医院	2910901129	奈良県天理市丹波市町 302 番地-3	

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
訪問看護ステーションみみずく	奈良県天理市丹波市町 302	
宮城医院通所リハビリテーション	奈良県天理市丹波市町 302	
居宅介護支援センターみやぎ	奈良県天理市丹波市町 302	
ヘルパーセンターみやぎ	奈良県天理市三昧田町 107-1	
グループホームみやぎ乙木口	奈良県天理市三昧田町 107-1	
リハビリデイサービスステップ	奈良県天理市三昧田町 107-1	
介護支援センターみやぎⅡ	奈良県天理市守目堂町 143	休止中
天理市中部地域包括支援センター 【天理市から委託を受けて管理】	奈良県天理市丹波市町 302	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年 5月 29日	令和6年度決算の決定
	事前確定届出給与の件
令和7年 6月 5日	自動車売買承認の件
令和8年 2月 28日	事前確定届出給与辞退の件

様式 2

法人名 医療法人 宮城会

※医療法人整理番号

1

6

所在地 奈良県天理市丹波市町302

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額

740,660 千円

2. 負 債 額

457,001 千円

3. 純 資 産 額

283,659 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		199,813
B 固 定 資 産		540,847
C 資 産 合 計 (A + B)		740,660
D 負 債 合 計		457,001
E 純 資 産 (C - D)		283,659

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 4

法人名 医療法人 宮城会

※医療法人整理番号

1 6

所在地 奈良県天理市丹波市町302

貸 借 対 照 表

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	199,813	I 流 動 負 債	168,106
II 固 定 資 産	540,218	II 固 定 負 債	288,895
1 有 形 固 定 資 産	479,645	負 債 合 計	457,001
2 無 形 固 定 資 産	893	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	59,680	科 目	金 額
III 繰 延 資 産	629	I 資 本 金	873
		II 資 本 剰 余 金	600
		III 利 益 剰 余 金	282,186
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	283,659
資 産 合 計	740,660	負 債 ・ 純 資 産 合 計	740,660

様式 4－2

法人名 医療法人 宮城会 ※医療法人整理番号 1 6
所在地 奈良県天理市丹波市町302

損 益 計 算 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	294,770
2 事業費用	317,287
本来業務事業損失	22,517
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	351,461
2 事業費用	320,284
附帯業務事業利益	31,177
事業利益	8,660
II 事業外収益	3,878
III 事業外費用	2,338
経常利益	10,200
IV 特別利益	7,839
V 特別損失	2,598
税引前当期純利益	15,441
法人税、住民税及び事業税	141
当期純利益	15,300

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人宮城会

理事長 宮城 剛 殿

私（注 1）は、医療法人宮城会の令和 7 会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 6 月 23 日

医療法人宮城会

監事 瀬戸 繁治

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。